

| | |
|-------|--------|
| 策定年月 | 令和5年4月 |
| 見直し年月 | 令和6年6月 |

麦・大豆国産化プラン

産地名：山口県

（作成主体：山口県）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

(1) 生産の現状と課題

- ① 麦
 - ・ 集落営農法人等の担い手の農地集積拡大に伴い、麦の作付面積・生産量は増加傾向。
 - ・ 生産量の増加により需要量は満たせるようになったが、実需者からは高品質麦の安定生産が求められている。
 - ・ 単収の年次変動が大きい麦種もあることから、実需者の求める品質・量を安定的に供給できる体制の確立が課題。
 - ・ 近年の豊作の影響により供給過多(ミスマッチ)に転じている麦種もあることから、需要に応じた生産の徹底が必要。
- ② 大豆
 - ・ 作付面積は横ばいで推移しているが、近年は単収が不安定であることから生産量は伸び悩んでいる。
 - ・ 上位等級比率も低迷しており、実需者が求める量・品質の安定供給が課題。

(2) 課題解決に向けた取組方針

担い手の経営の安定化を図るためには、麦及び大豆生産の継続・拡大が必要不可欠であるため、需要に応じた生産対策を徹底するとともに、安定生産に欠かせない排水対策の強化や団地化を推進する。

- ① 麦
 - ・ 国産需要の高まる小麦を中心に県産麦需要の拡大を図るとともに、品質向上に向けた取組の強化や需要のある麦種・品種への転換を進める。
 - ・ 令和4年度から需要に応じた生産を徹底するため、県内の産地への生産数量の配分を行っている。その中で、特にミスマッチが生じた品種は、需要のある品種へ生産数量を振り替えて配分を行う取組を行っており、今後も県全体で調整を行う仕組みを継続していく。
- ② 大豆
 - ・ 実需者の求める量・品質を安定的に供給するため、収量増加に向けた課題に応じた技術対策(排水対策や適期作業管理、病害虫防除等)を徹底し、安定生産に向けた取組を強化する。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

(1) 麦

需要に応じた生産を基本とし、実需者が求める品質・量の安定供給に取り組む。

- ・小麦は、実需者と協議を行い、高品質な原料麦の安定生産に取り組む。
- ・大麦及び裸麦は、実需者の要望に応じた生産を基本とし、複数年を見込む長期的な需要量に即した生産に取り組む。

【産地】

| | 産地名 | 現状値 (R5産) | 概ねの目標値 (R9産) |
|----|-----|--------------|-----------------|
| 小麦 | 山口県 | 5,322 t | 5,400 t |
| 大麦 | | 487 t | 660 t |
| 裸麦 | | 455 t | 360 t |
| 合計 | | 6,264 t | 6,420 t |

【実需者】

| | 主な実需者 | 現状値 (R5産) | 概ねの目標値 (R9産) |
|----|-------|--------------|-----------------|
| 小麦 | A、B等 | 5,322 t | 5,400 t |
| 大麦 | C、D等 | 487 t | 660 t |
| 裸麦 | C、D等 | 455 t | 360 t |
| 合計 | | 6,264 t | 6,420 t |

(2) 大豆

需要に的確に応えられる生産力の高い産地の育成に取り組み、実需者への安定供給に取り組む。

【産地】

| | 産地名 | 現状 (R4産) | 概ねの目標値 (R9産) |
|----|-----|-------------|-----------------|
| 大豆 | 山口県 | 716 t | 1,175 t |
| 合計 | | 716 t | 1,175 t |

現状は、R4産山口県産サチユタカ、フクユタカの農産物検査受検数量

【実需者】

| | 主な実需者 | 現状 (R4産) | 概ねの目標値 (R9産) |
|----|--------|-------------|-----------------|
| 大豆 | E、F、G等 | 716 t | 1,175 t |
| 合計 | | 716 t | 1,175 t |

現状は、R4産山口県産サチユタカ、フクユタカの農産物検査受検数量

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

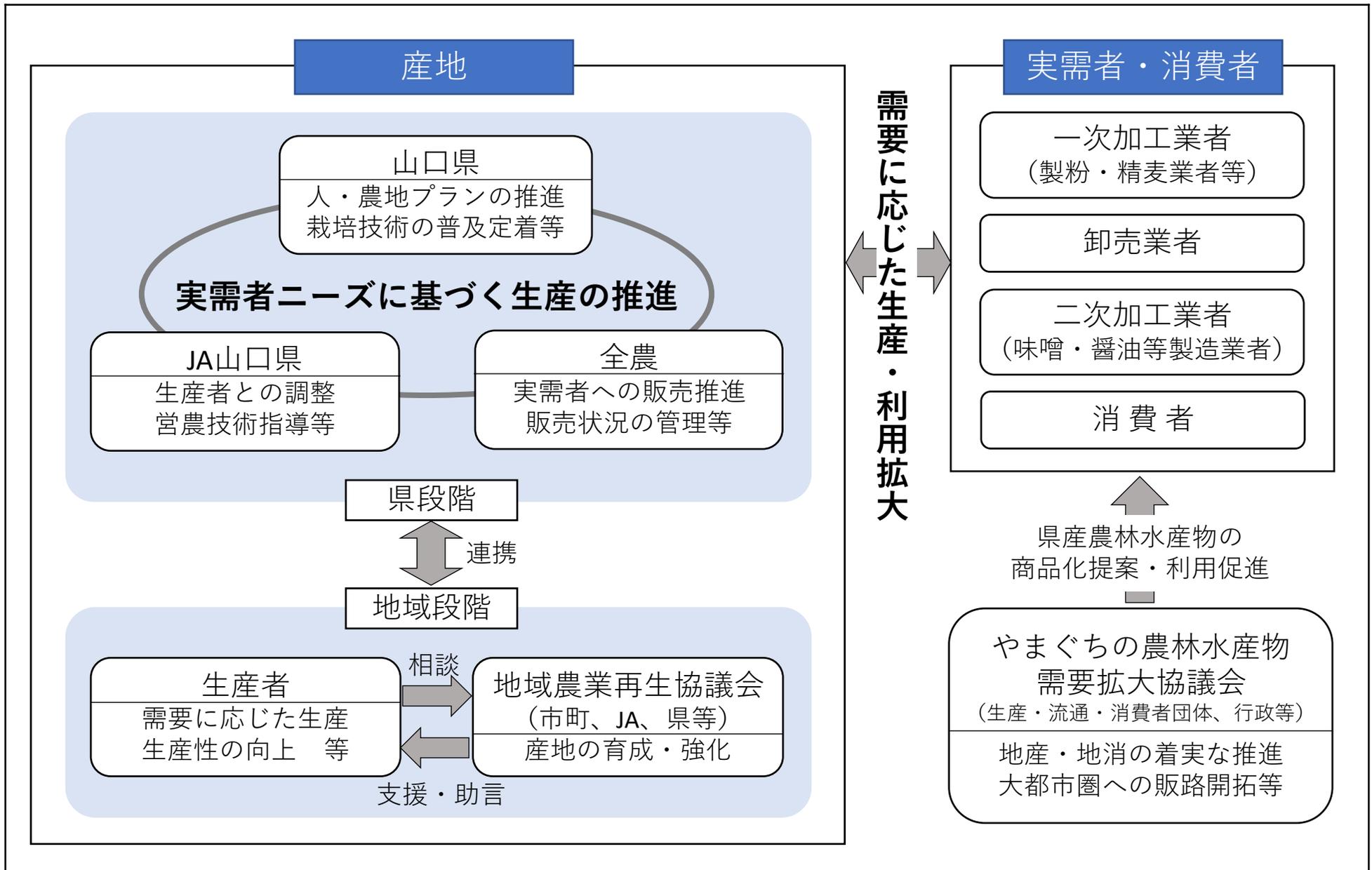
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。